

令和2年度公害等調整委員会年次報告 概要

特集 コロナ禍における公害紛争処理

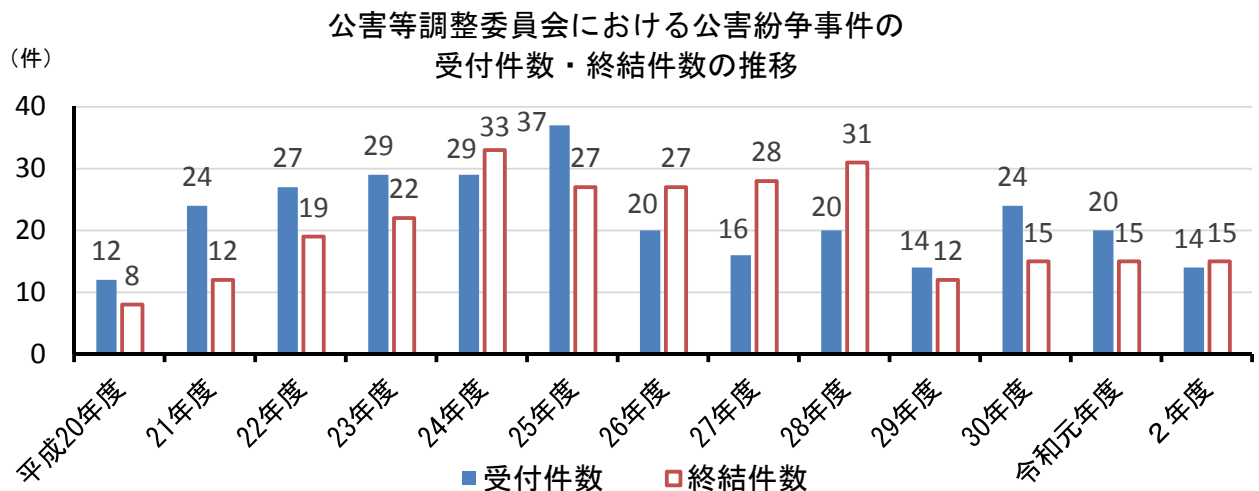
⇒ P 2、3

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のために講じた対策
 - ・ 審問期日等における出席人数の抑制、マスク着用、アルコール消毒、間隔確保等
 - ・ 公調委における各種会議やヒアリングは、原則としてウェブ会議により実施
 - ・ 公害紛争処理等の手続について、国民に押印を求めないこととするよう法令を改正
- 公調委と地方公共団体が役割分担をしながら、公害紛争処理や公害苦情処理を担っているため、両者の情報共有・連携強化は重要であり、令和2年度はインターネット動画配信によるセミナーを新たに開催
- 在宅時間の増加に起因する新たな近隣トラブルが公害紛争に及ぼす影響

公害紛争の処理状況

⇒ P 4～11

令和2年度	【係属】 51件	【受付】 14件	【終結】 15件
うち裁定事件	【係属】 49件	【受付】 14件	【終結】 15件



公害紛争の近年の特徴

⇒ P 12

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- ② 裁定事件の割合が高い
令和2年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は95%超
- ③ 騒音をめぐる事件の割合が高い
令和2年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約5割

令和2年度公害等調整委員会年次報告 概要

主な事件① 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】：熊本県熊本市の住民1人

【被申請人】：農業者

【申請理由】：被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているため

【裁定を求める事項】：損害賠償金297万円の支払及び申請人に生じた睡眠不足による健康被害と被申請人がボイラーを稼働させ騒音を発生させたこととの間の因果関係の判断

【事件の処理経過】

- 裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施
- 当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、熊本県上益城郡益城町で開催した現地期日において、裁定委員会が提示した調停案を当事者双方が受諾し、調停が成立

主な事件② 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

【申請人】：東京都など6都府県の住民93人（以下「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団1団体

※ 申請後、申請人患者ら3人から申請を取り下げの旨の申出があり、その後、4都府県の住民14人から、同様の内容の調停申請があった。

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社

【申請理由】：

- ① 被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせたため
- ② 被申請人国が、大気汚染防止法等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに①の被害を生じさせたため
- ③ 被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため

【調停を求める事項】：

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること

【事件の処理経過】

調停委員会を設け、9回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

令和2年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 19～23

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和2年度 【係属】 83件 【受付】 40件 【終結】 37件
- ② 都道府県・市区町村への支援
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度は、公害紛争処理連絡協議会を試行としてウェブ会議で開催、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を新たに開催
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和元年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 25～27

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和2年度 【係属】 3件 【受付】 0件 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和2年度 【係属】 8件 【受付】 7件 【終結】 3件

主な事件 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字ひじまがり臂曲地内の 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、申請人からされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
- 【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
- 【事件の処理経過】
裁定委員会を設け、7回の審理期日を開催するとともに、専門委員1人を選任するなど手続を進めている。

【参考】 公害等調整委員会の概要

(1) 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

(2) 委員構成

・ 委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

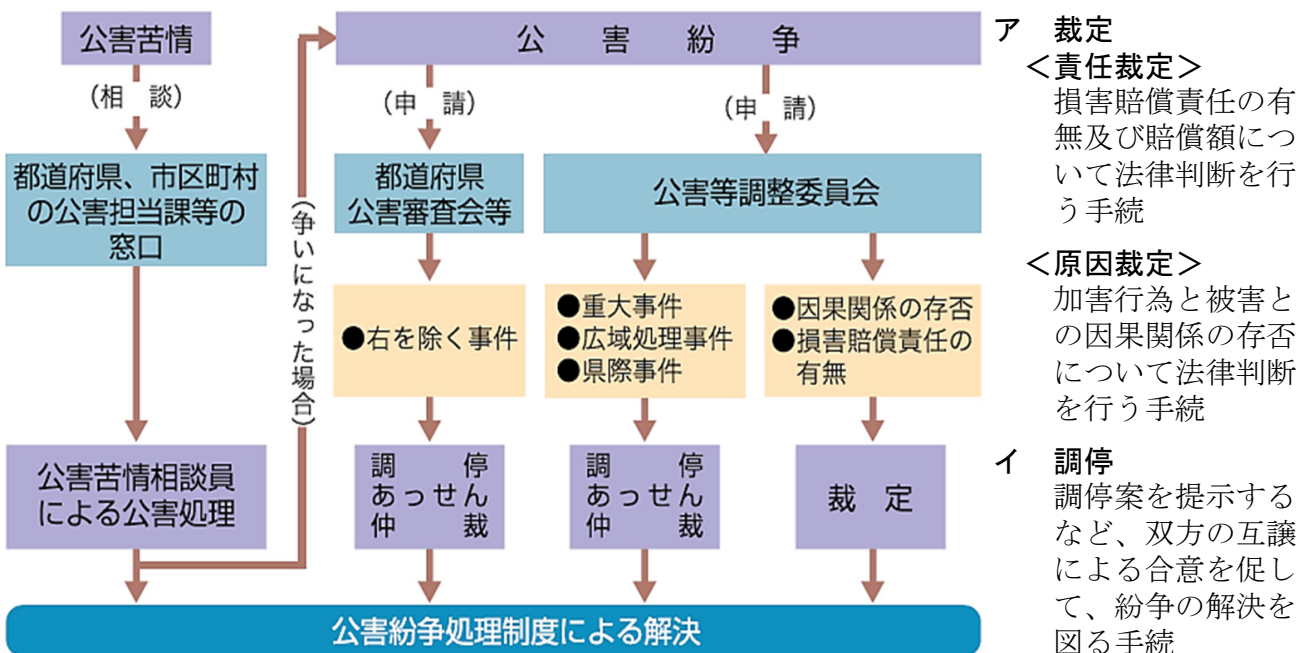
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

(3) 任務

① 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

② 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

- 公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告する。